

歴史は未来の羅針盤

温故知新

『近江日野の歴史』第七巻「日野商人編」は、平成二十四年三月刊行予定です。既刊の第一巻「自然・古代編」、第二巻「中世編」、第五巻「文化財編」、第六巻「民俗編」、第八巻「史料編」は、各公民館などにおいて一冊四、〇〇〇円で好評販売中です。

いました。

三峰山の山論

日野には数多くの古文書が残っています。今も各字や個人で大切に保管しておられ、町史編さん室では、皆さんのご協力のもと古文書調査をおこなっています。今回は大字杉に残されていた古文書から、三峰山の境界線をめぐむ村同士（山論）について少しご紹介したいと思います。

立会山であった三峰山

江戸時代の人々にとつて山野は、建築用の材木や燃料としての薪などを入手する上でとても重要な役割を担っていました。山野は、個々の村で利用する場合と、複数の村が共同で利用する場合とがありましたが、共同で利用されていた山は、複数の村々が立ち会うことから、立会山といわれていました。三峰山は、原村・川原村・林村（現大字杉）・庄村（現大字杣）・中之郷村・佐久良村・鳥居平村の七か村の立会山として利用されて

三峰山の山論は、寛延四（一七五一）年六月上旬に、三峰山の地蔵平という所の地藏堂付近で変死体が発見され、原村がその変死体を地藏堂付近に埋葬したことがきっかけとなりました。

このことを後々知った川原村・林村・庄村・中之郷村・佐久良村の五か村は、立会山で起こったことを自分たちに相談せずに変死体を埋葬したのは、原村が三峰山を横領しようとしているからだとして京都町奉行所に訴え出しました。そのため、争論へと発展してしまつたのです。

原村は、訴え出た五か村の主張に対し、地藏堂付近は元々原村の領内であり、変死体の処置については、原村の領主に相談の上で行つたのであるから、変死体の処置について問題はないと主張し、お互

い主張を譲らなかつたため、この争論は長引きました。

結局、この山論は、寛永年間（一六二四〜四四）に記された、立会山の境界線についての文書が決め手となり、宝暦四（一七五四）年三月七日に裁決が言い渡され、五か村の主張が通る形で決着しました。

今回調査したのは、この山論の、寛延四年九月から宝暦三年三月までの訴訟記録を、林村の庄屋が書き写したものです。この記録からは、林村を含めた五か村の切実な訴えかけや、この山論の仲裁役として、近隣の村々も関わっていたことなどを知ることができます。

ところで、なぜ日野での山論が京都町奉行所に持ち込まれなければならないかなかったのでしょうか。それは、争論の当事者双方の領主が違つていたからです。村同士のもめごとが起こった場合、当事者の領主が同じである場合は、その領主に訴え、解決を図りましたが、

山城・大和・近江・丹波の各国において、当事者の領主が違つていた場合は、京都町奉行所が裁決を行うことになっていたのでした。

この三峰山の山論に関する古文書は、大字杉以外にも大字川原・佐久良・中之郷などにも残されています。しかし、残念ながら敗訴となつてしまつた原村が書き残した記録は現在のところ確認できていません。もし、今後原村が記録した三峰山の山論に関する古文書が見つければ、この山論に対して新たな視点が加わることでしょう。



▲大字杉に残されていた三峰山の山論に関する記録